

障障発0329第12号
平成25年3月29日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の
単価等の取扱いについて」の一部改正について

標記について、平成24年6月25日障障発0625第1号 本職通知により行われているところであるが、今般、本通知の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成24年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

○ やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 24 年 6 月 25 日障障発 0625 第 1 号
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

（変更点は下線部）

新	旧
<p style="text-align: center;">障障発 0 6 2 5 第 1 号 平成 2 4 年 6 月 2 5 日 <u>一部改正 障障発 0 3 2 9 第 1 2 号</u> <u>平成 2 5 年 3 月 2 9 日</u></p>	<p style="text-align: center;">障障発 0 6 2 5 第 1 号 平成 2 4 年 6 月 2 5 日</p>
<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を 行った場合の単価等の取扱いについて</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 6 の規定に基づき、平成 24 年 4 月 1 日以降、やむを得ない事由による措置（障害児通所支援の措置を行った場合に限る。以下「やむを得ない事由による措置」という。）を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成 24 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。</p>	<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を 行った場合の単価等の取扱いについて</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 6 の規定に基づき、平成 24 年 4 月 1 日以降、やむを得ない事由による措置（障害児通所支援の措置を行った場合に限る。以下「やむを得ない事由による措置」という。）を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成 24 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。</p>

記

1 平成 24 年 4 月 1 日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の費用の算定に当たっては、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）」に準じて算定した額（以下「障害児通所支援給付費基準額」という。）に食事提供加算を除いたもの及び法第 21 条の 5 の 28 第 2 項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額（以下「肢体不自由児通所医療費基準額」という。）に通所特定費用を合算した額とするものであること。

なお、児童発達支援センター以外で法第 21 条の 6 の措置（障害児通所支援に係るものに限る。）を行った場合の費用の算定に係る通所特定費用の取扱いについては、児童発達支援センターと同様とし、平成 25 年 4 月 1 日から適用することとする。

また、通所特定費用については、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 15 号）、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 31 号）により、判断を行うこと。

2 措置を行った場合は、速やかに障害児通所給付費等の通所給付決定を行うことができるように努めること。

3 法第 21 条の 6 の措置（障害児通所支援に係るものに限る。）に要する費用の全部又は一部を徴収する金額（以下「通所利用者

記

1 平成 24 年 4 月 1 日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の費用の算定に当たっては、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）」に準じて算定した額（以下「障害児通所支援給付費基準額」という。）及び法第 21 条の 5 の 28 第 2 項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額（以下「肢体不自由児通所医療費基準額」という。）を合算した額とするものであること。

2 措置を行った場合は、速やかに障害児通所給付費等の通所給付決定を行うことができるように努めること。

3 法第 21 条の 6 の措置（障害児通所支援に係るものに限る。）に要する費用の全部又は一部を徴収する金額（以下「通所利用者

負担額」という。以下同じ。)については、別紙(やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担の額の算定に関する基準(以下「通所利用者負担額算定基準」という。))を適用することとし、市町村が扶養義務者(民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から徴収するものとする。

4 複数の障害児通所支援又は障害児通所支援と障害福祉サービスについて、法第21条の6の措置を行ったことにより通所利用者負担額算定基準に定める上限月額を超える場合には、通所利用者負担額算定基準の税額等による階層区分に応じた上限月額とすること。

5 同一の者が2人以上の被措置児童の主たる扶養義務者となる場合であって、通所利用者負担額算定基準に定める上限月額を超える場合には、通所利用者負担額算定基準の税額等による階層区分に応じた上限月額とすること。

6 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、本制度による通所利用者負担額は次により算定した額とすること。

通所利用者負担額 = 本制度により算定した額 - 他の制度による費用徴収額

7 公費の支弁については、障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金から支弁すること。

負担額」という。以下同じ。)については、別紙(やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担の額の算定に関する基準)を適用することとし、市町村が扶養義務者(民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から徴収するものとする。

4 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、本制度による通所利用者負担額は次により算定した額とすること。

通所利用者負担額 = 本制度により算定した額 - 他の制度による費用徴収額

5 公費の支弁については、障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金から支弁すること。

8 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成11年8月30日付児家第50号）に基づき、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童が障害児通所支援を受ける場合についても本通知の適用となるものであること。

ただし、この場合において2は該当しないものとし、費用徴収は免除の扱いとすること。

6 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成11年8月30日付児家第50号）に基づき、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童が障害児通所支援を受ける場合についても本通知の適用となるものであること。

ただし、この場合において2は該当しないものとし、費用徴収は免除の扱いとすること。

新					旧						
(別紙)					(別紙)						
やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担額の算定に関する基準					やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担額の算定に関する基準						
税額等による階層区分			上限月額	障害児通所支援事業所		税額等による階層区分			上限月額	障害児通所支援事業所	
階層区分				徴収金基準額 (日額)		階層区分				徴収金基準額 (日額)	
A	被保護者等		0円	0円		A	被保護者等		0円	0円	
B	当該年度分の市町村民税は非課税の者(A階層に該当する者を除く。)		0	0		B	当該年度分の市町村民税は非課税の者(A階層に該当する者を除く。)		0	0	
C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100	100		C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100	100	
C2		当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600	200		C2		当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600	200	
D1	前年分の所得税が課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	15,000円以下	2,200	300		D1	前年分の所得税が課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	15,000円以下	2,200	300	
D2		15,001円から40,000円まで	3,300	400		D2		15,001円から40,000円まで	3,300	400	
D3		40,001円から70,000円まで	4,600	500		D3		40,001円から70,000円まで	4,600	500	
D4		70,001円から183,000円まで	7,200	700		D4		70,001円から183,000円まで	7,200	700	
D5		183,001円から403,000円まで	10,300	1,000		D5		183,001円から403,000円まで	10,300	1,000	
D6		403,001円から703,000円まで	13,500	1,300		D6		403,001円から703,000円まで	13,500	1,300	
D7		703,001円から1,078,000円まで	17,100	1,700		D7		703,001円から1,078,000円まで	17,100	1,700	
D8		1,078,001円から1,632,000円まで	21,200	2,100		D8		1,078,001円から1,632,000円まで	21,200	2,100	

D9	1,632,001円から 2,303,000円まで	25,700	2,500
D10	2,303,001円から 3,117,000円まで	30,600	3,000
D11	3,117,001円から 4,173,000円まで	35,900	3,500
D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	41,600	4,000
D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	47,800	4,600
D14	6,674,001円以上	障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額	障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額
備考	<p>1 障害児の扶養義務者(障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。</p> <p>3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。</p> <p>4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。))に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。 ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p>		

D9	1,632,001円から 2,303,000円まで	25,700	2,500
D10	2,303,001円から 3,117,000円まで	30,600	3,000
D11	3,117,001円から 4,173,000円まで	35,900	3,500
D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	41,600	4,000
D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	47,800	4,600
D14	6,674,001円以上	障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額	障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額
備考	<p>1 障害児の扶養義務者(障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。</p> <p>3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。</p> <p>4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。))に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。 ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p>		